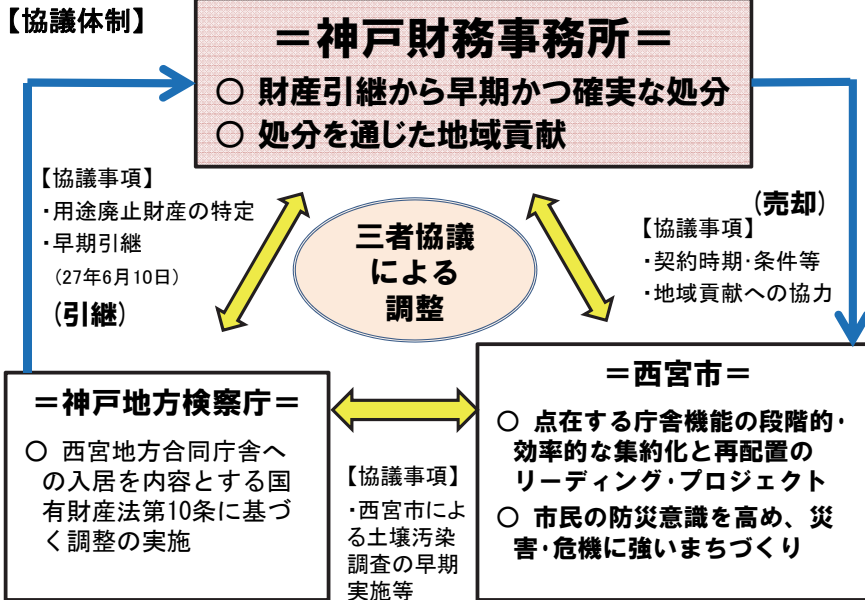


- ◆ 西宮市は、東日本大震災の教訓・経験を踏まえ、災害時等の危機事案に対処する中心拠点として第二庁舎（危機管理センター）の整備を検討。同市は、当該建設用地の一部として旧西宮区検察庁跡地（神戸地方検察庁所管）の売却を神戸財務事務所に要望。
- ◆ 当所では、当該要望を受け、同庁及び同市との三者協議の場を設け調整。平成28年3月に同市と当該国有財産の売買契約を締結。
- ◆ 同市の災害時等の危機事案に対処する中心拠点の整備に寄与。国公有財産の有効活用を図ることで地域に貢献。

1. 成果事例の概要等

- 西宮市では、東日本大震災の教訓・経験を踏まえ、災害時等の対策本部機能と市民への防災啓発機能を併せ持つ「第二庁舎（危機管理センター）【注】」を本庁舎周辺に配置する計画を検討。
【注】当初の計画検討時は「（仮称）総合防災センター」
- 神戸財務事務所は、平成25年12月、同市より「第二庁舎」の建設用地の一部として、本庁舎周辺の教育委員会庁舎（市有地）に隣接する国有財産（旧西宮区検察庁跡地。神戸地方検察庁所管）の取得意向を受けた。
- 当所では、同市の取得意向を受け、同市及び当該国有財産を所管している同庁と協議を重ね、当該国有財産を同庁より27年6月に引き継いだうえで、同市と当該国有財産の売買契約を28年3月に締結。



2. これまでの取組の成果等

- 当所主導の下、財産の引継及び処分方法について、同庁及び同市との三者協議の場を設け、円滑な財産引継、売却処理に向けての諸課題を率直に話し合い、調整を図った。
- 当所は、当該国有財産を売却することで、同市の災害時等の危機事案に対処する中心拠点の整備に寄与。国公有財産の有効活用を図ることで地域に貢献。



【国有財産の概要】

- 所在地：兵庫県西宮市六湛寺町50番1（旧西宮区検察庁跡地）
- 数量：土地・974.67㎡、建物（3棟計）・延272.69㎡ほか
- ・27年3月24日 用途廃止
- ・27年6月10日 引継
- ・28年3月 3日 同市と売買契約締結

3. 今後の神戸財務事務所の対応

- 今後も、地域や社会のニーズの把握に努め、地域における国有財産の有効活用を推進するなど、地域連携・地域貢献に努めていく。